

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年8月11日

【四半期会計期間】 第62期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 株式会社プラコー

【英訳名】 PLACO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古野 孝志

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

【電話番号】 048(798)0222

【事務連絡者氏名】 経理部部长 早川 恵

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

【電話番号】 048(798)0222

【事務連絡者氏名】 経理部部长 早川 恵

【縦覧に供する場所】 株式会社プラコー名古屋支店
(愛知県名古屋市中東区香流一丁目823番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第1四半期累計期間	第62期 第1四半期累計期間	第61期
会計期間	自 2020年 4月1日 至 2020年 6月30日	自 2021年 4月1日 至 2021年 6月30日	自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日
売上高 (千円)	601,979	463,370	2,714,648
経常利益 (千円)	79,619	59,869	186,898
四半期(当期)純利益 (千円)	52,412	52,927	109,055
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	519,624	704,755	519,624
発行済株式総数 (株)	2,734,675	2,999,175	2,734,675
純資産額 (千円)	1,307,141	1,684,809	1,282,040
総資産額 (千円)	2,777,095	2,759,048	2,308,987
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	6.51	6.51	13.85
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	6.46	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	10.00
自己資本比率 (%)	47.1	60.9	55.5

(注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がありませんので記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第61期第1四半期累計期間及び第61期については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 第57期より従業員株式所有制度を導入しております。当制度の導入に伴い株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(以下、「信託E口」といいます。)が保有する当社株式を、第61期第1四半期累計期間及び第61期事業年度並びに第62期第1四半期累計期間の1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

6 2021年7月1付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、重要な変更はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行により企業活動や個人消費等への影響が懸念される状況にあります。また、世界経済においても新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、依然として先行きは極めて不透明な状況にあります。

当社が関係するプラスチック加工業界は、今後益々の合理化を進め、競争力を高めなければならない状況にあり、当社としても更に省エネルギー、省力化の製品の開発を提案して行く方向にあります。

このような状況下、当第1四半期累計期間における売上高は、予定されていた成型機の売上計上が順調に進みましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により受注実績が低迷した結果、前年同四半期と比べて減少し、営業利益、経常利益が減益となりました。以前からの付加価値の高い成型機の生産と主要部品を中心とした内製化、積極的な業務改善は続けており、受注獲得のため営業部を中心に積極的な営業活動を展開しております。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は、4億6千3百万円と前年同四半期と比べ1億3千8百万円減少（前年同四半期比△23.0%）し、利益面につきましては、営業利益5千6百万円（前年同四半期比28.4%減）、経常利益5千9百万円（前年同四半期比24.8%減）、四半期純利益につきましては、5千2百万円（前年同四半期比1.0%増）となりました。

事業部門ごとの営業概要は次のとおりであります。

[インフレーション成型機事業]

インフレーション成型機事業につきましては、予定していた成型機の売上計上が順調に進み、押出機や巻取機の売上が好調に推移したことから、売上高は前年同四半期と比較して増加しました。

この結果、売上高は2億7千1百万円（前年同四半期比6.5%増）となりました。

[ブロー成型機事業]

ブロー成型機事業につきましては、受注はあったものの、汎用機や押出機等の部品売上にとどまったため期中に売上計上される大型成型機の納入がなく、売上高は前年同四半期と比較して減少しました。

この結果、売上高は8千9百万円（前年同四半期比60.6%減）となりました。

[リサイクル装置事業]

リサイクル装置事業につきましては、売上実績がありませんでした。（前年同四半期売上高1千1百万円）

[メンテナンス事業]

メンテナンス事業につきましては、補修部品の受注及び工事等の受注が減り、売上高は前年同四半期と比較して減少しました。

この結果、売上高は1億3百万円（前年同四半期比5.9%減）となりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の財政状態は次の通りとなりました。

(資産)

当第1四半期累計期間における総資産は、前事業年度末と比較して4億5千万円増加し、27億5千9百万円となりました。これは主に現金及び預金が3億4千9百万円、受取手形及び売掛金並びに電子記録債権が1億2千2百万円増加したことによるものです。

(負債)

負債につきましては、前事業年度末と比較して4千7百万円増加し、10億7千4百万円となりました。これは主に未払消費税が3千7百万円、賞与引当金が2千2百万円、長期借入金が2千万円減少した一方で、支払手形及び買掛金が2千万円、未払金が3千7百万円、前受金が6千7百万円増加したことによるものです。

(純資産)

純資産につきましては、前事業年度末と比較して4億2百万円増加し、16億8千4百万円となりました。これは主に、配当金の支払額が2千5百万円ありましたが、第三者割当増資により資本金、資本準備金がそれぞれ1億4千9百万円、新株予約権行使により資本金、資本剰余金がそれぞれ3千5百万円増加し、四半期純利益5千2百万円を計上したことによるものです。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における当社の研究開発費の金額は、381千円であります。

なお、当第1四半期累計期間においては、製品製造活動への人的、物的資源の投入が増加したため、研究開発費の金額は減少しておりますが、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000,000
計	35,000,000

(注) 1 2021年6月24日開催の第61期定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より27,000,000株増加し、35,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月11日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,999,175	8,997,525	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は、100株となっております。
計	2,999,175	8,997,525	—	—

(注) 1 発行済株式のうち666,600株は、現物出資(借入金の株式化99,990千円)によって発行されたものであります。

2 発行済株式のうち19,417株は、譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権合計19,999,922円を出資の目的とする現物出資により発行したものです。

3 2021年4月26日開催の取締役会決議により、2021年5月12日を払込期日とする第三者割当による新株発行を行いました。これにより普通株式が214,500株増加しております。

4 2021年4月26日開催の取締役会決議により発行した新株予約権が2021年5月27日、5月28日、5月31日に行使され、これにより普通株式が50,000株増加しております。

5 2021年5月24日開催の取締役会決議により、2021年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。これにより、発行済株式総数は5,998,350株増加し、8,997,525株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は以下のとおりであります。

第2回新株予約権 (2021年5月12日発行)	
決議年月日	2021年4月26日
付与対象者の区分	ニューエネルギーマネジメント合同会社 2,147個 遼陽康達塑胶樹脂有限公司 357個 JVA TELOK KURAU., LTD 357個
新株予約権の数※	2,861個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	普通株式 286,100株 (予約権1個につき100株) (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株につき、1,397円 (注) 2
新株予約権の行使期間※	自 2021年5月12日 至 2023年5月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株につき1,397円 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。

新株予約権の行使の条件※	各本新株予約権の一部行使はできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い</p> <p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>①交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>④新株予約権を行使することができる期間 第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 第16項に準じて決定する。</p> <p>⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第9項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 第12項及び第13項に準じて決定する。</p> <p>⑧譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

※新株予約権の発行時（2021年5月12日）における内容を記載しております。

(注) 1 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注) 2 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。行使価額調整式の計算については、円位未満少数第3位まで算出し、少数第3位を切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式} + \text{交付普通株式数}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）、行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出しその小数第3位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

さらに、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年5月11日(注1)	214,500	2,949,175	149,828	669,452	149,828	159,828
2021年5月27日(注2)	7,100	2,956,275	5,012	674,465	5,012	164,841
2021年5月28日(注2)	14,300	2,970,575	10,096	684,562	10,096	174,937
2021年5月31日(注2)	28,600	2,999,175	20,192	704,755	20,192	195,130

(注) 1 2021年5月12日を払込期日とする第三者割当増資により、214,500株の新株を発行いたしました。

発行価額	1株につき1,397円
資本組入額	1株につき698円50銭

2 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 140,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,586,100	25,861	—
単元未満株式	普通株式 7,975	—	単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	2,734,675	—	—
総株主の議決権	—	25,861	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。
- 2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、信託E口が所有する当社株式22,700株(議決権227個)が含まれております。
- 3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式83株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社プラコー	埼玉県さいたま市岩槻区 笹久保新田550番地	140,600	—	140,600	5.14
計	—	140,600	—	140,600	5.14

- (注) 1 上記には、信託E口が所有する当社株式22,700株を含めておりません。
 2 上記には、譲渡制限付株式報酬の無償取得19,417株を含んでおります。
 3 株主名簿上は、当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含めております。

2 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間における役員の変動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人アリアによる四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第61期事業年度 監査法人ブレインワーク

第62期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間 監査法人アリア

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	870,603	1,219,678
受取手形及び売掛金	292,252	291,771
電子記録債権	112,745	235,859
棚卸資産	123,894	151,084
その他	33,238	27,749
貸倒引当金	—	△160
流動資産合計	1,432,734	1,925,982
固定資産		
有形固定資産		
土地	268,000	268,000
その他(純額)	460,324	445,452
有形固定資産合計	728,324	713,452
無形固定資産		
投資その他の資産	29,793	26,314
その他	129,808	105,114
貸倒引当金	△13,370	△13,340
投資その他の資産合計	116,438	91,774
固定資産合計	874,557	831,541
繰延資産	1,695	1,524
資産合計	2,308,987	2,759,048
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	199,112	219,632
短期借入金	106,006	104,847
前受金	39,790	107,695
未払法人税等	—	4,710
製品保証引当金	5,229	4,927
引当金	29,380	7,345
その他	170,451	174,199
流動負債合計	549,970	623,357
固定負債		
社債	64,500	64,500
長期借入金	305,540	285,230
引当金	14,203	15,031
その他	92,733	86,119
固定負債合計	476,977	450,881
負債合計	1,026,947	1,074,239

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	519,624	704,755
資本剰余金	127,444	312,574
利益剰余金	706,438	733,426
自己株式	△167,863	△167,151
株主資本合計	1,185,643	1,583,604
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	499	1,743
土地再評価差額金	94,655	94,655
評価・換算差額等合計	95,155	96,399
新株予約権	1,242	4,804
純資産合計	1,282,040	1,684,809
負債純資産合計	2,308,987	2,759,048

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
売上高	601,979	463,370
売上原価	385,708	271,586
売上総利益	216,271	191,783
販売費及び一般管理費	136,625	134,789
営業利益	79,645	56,994
営業外収益		
受取配当金	399	448
物品売却益	95	1,473
為替差益	108	—
受取地代家賃	—	5,401
受取保証料	1,023	1,023
その他	224	—
営業外収益合計	1,851	8,347
営業外費用		
支払利息	912	682
為替差損	—	1,463
売上割引	148	85
自己株式取得費用	462	—
株式交付費	—	3,007
その他	353	232
営業外費用合計	1,876	5,471
経常利益	79,619	59,869
特別損失		
固定資産除却損	1,385	21
特別損失合計	1,385	21
税引前四半期純利益	78,234	59,848
法人税、住民税及び事業税	20,939	22,036
法人税等調整額	4,882	△15,115
法人税等合計	25,821	6,921
四半期純利益	52,412	52,927

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しています。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一部の商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡り適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この変更による当第1四半期累計期間の損益及び当第1四半期会計期間の利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

また、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前第1四半期累計期間において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めておりました「電子記録債権」は、受取手形に占める比率が増加し重要性が増したため、当第1四半期累計期間より独立掲記することとしております。この表示の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度末の貸借対照表において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に表示していた404,997千円は、「受取手形及び売掛金」292,252千円、「電子記録債権」112,745千円として組み替えております。

(追加情報)

1. 従業員持株E S O P信託

(1) 取引の概要

本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の実現を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としています。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 及び平成20年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

本制度は、「プラコー従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。本制度では、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする「株式給付信託(従業員持株会処分型)契約書」(以下、「本信託契約」といいます。)を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、みずほ信託銀行株式会社は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(以下、「信託E口」といいます。)を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。今後数年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、信託E口が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時まで、信託E口が持株会への売却を通じて本信託の信

託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また、当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額は除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度22,409千円、22,700株、当第1四半期会計期間21,620千円、21,900株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前事業年度24,766千円、当第1四半期会計期間23,607千円

2. 株式分割

当社は、2021年5月24日開催の取締役会において、以下のとおり、株式の分割を行うことについて決議いたしました。

(1). 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2). 株式分割の概要

① 分割の割合及び時期

2021年7月1日付をもって2021年6月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、3株の割合をもって分割します。

② 分割により増加する株式数

ア 株式分割前の発行済株式総数	2,999,175株
イ 今回の分割により増加する株式数	5,998,350株
ウ 株式分割後の発行済株式総数	8,997,525株

(注) 1 上記ア～ウは、2021年6月30日時点における発行済株式総数に基づき、算定しております。

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に反映されております。

3. 会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症に関して、当社は、現時点では厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しており、平常時と比べると減少しつつも一定の稼働率を維持しております。

しかし、当感染症は、経済、企業活動に広範囲な影響を与える事象であり、それらが当社に及ぼす影響や今後の広がり方や収束時期を合理的に予測することは困難であります。

当社においては、現時点で入手可能な情報を踏まえ、翌事業年度の一定の期間にわたり当該影響が継続するものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、将来の不確実性が当社が行った会計上の見積りの結果に影響を与える可能性があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	17,054千円	19,600千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	40,999	15.00	2020年 3月31日	2020年 6月26日

(注) 2020年6月25日定時株主総会の決議による配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式に対する配当金517千円が含まれております。

2. 株主資本の著しい変動

2020年4月27日開催の取締役会の決議等により、自己株式56,800株を51,678千円にて取得し、「株式給付信託制度(従業員持株会処分型)」による自己株式の従業員持株会への売却3,200株、3,159千円(売却原価)を行っております。この結果、当第1四半期会計期間末において自己株式が83,114千円となっております。

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	25,938	10.00	2021年 3月31日	2021年 6月25日

(注) 2021年6月24日定時株主総会の決議による配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式に対する配当金227千円が含まれております。

2. 株主資本の著しい変動

当社は、2021年5月11日付で、ニューエネルギーマネジメント合同会社及び遼陽康達塑胶樹脂有限公司並びにJVA TELOK KURAU, LTDから第三者割当増資の払込を受けました。また、2021年4月26日開催の取締役会で決議された新株予約権の行使により、当第1四半期累計期間において資本金が185,130千円、資本準備金が185,130千円増加し、当第1四半期会計期間末において資本金が704,755千円、資本準備金が195,130千円となっております。

自己株式については、「株式給付信託制度(従業員持株会処分型)」による自己株式の従業員持株会への売却800株、789千円(売却原価)を行っております。この結果、当第1四半期会計期間末において自己株式が167,151千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はプラスチック成形機事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社の売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

当第1四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

財又はサービスの種類別の内訳

当第1四半期累計期間における販売実績を財又はサービスの種類別に示すと、次のとおりであります。

財又はサービスの種類別の名称	販売高(千円)
インフレーション成形機	271,085
ブロー成形機	89,219
リサイクル装置	—
メンテナンス事業	103,066
合 計	463,370

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	6円51銭	6円51銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	52,412	52,927
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	52,412	52,927
普通株式の期中平均株式数(株)	8,054,847	8,128,806
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—	6円46銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(株)		58,935
希簿化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 1 信託E口が保有する当社株式を、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(前第1四半期累計期間98,982株、当第1四半期累計期間67,179株)。

2 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月11日

株式会社プラコー
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂 木 秀 俊 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 康 之 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社プラコーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社プラコーの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前事業年度の第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2020年8月6日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2021年6月22日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。